

EZO マネー会員規約一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はEZO マネーをご愛用いただき、誠にありがとうございます。

さて、現在ご利用いただいているEZO マネーの会員規約を2019年11月1日付で一部改定いたします。
変更点は下記のとおりです。

敬具

記

※下線部は変更箇所を示します。

u003c/divu003e

改定前	改定後
<p>第7条 会員資格の有効期限・会員資格喪失後の残高取扱</p> <p>会員は、最後に EZO マネーを利用した日または最後にチャージした日から 5 年 を経過した日をもって、自動的に会員資格を喪失するものとし、残高の有無に関らず、一切の EZO マネーサービスを利用できなくなります。この場合 EZO マネー残高がある場合でも、現金の払い戻しは行われないものとします。</p>	(削除)
<p>第8条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>第12条 紛失、盗難等</p> <p>1. ～ 2. (条文省略)</p> <p>3. 会員が紛失・盗難届出時に EZO マネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難した EZOCA カードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第11条 紛失、盗難等</p> <p>1. ～ 2. (現行どおり)</p> <p>3. 会員が紛失・盗難届出時に EZO マネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第13条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第15条 (現行どおり)</p>
<p>第17条 制限責任</p> <p>本規約第9条に定める利用およびその他の理由により、会員が EZO マネーサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)</p>	<p>第16条 制限責任</p> <p>本規約第8条に定める利用およびその他の理由により、会員が EZO マネーサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)</p>
<p>第18条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第17条～第18条 (現行どおり)</p>

以上